

御環第 137 号
令和 2 年 10 月 27 日

静岡県知事 川勝 平太 様

御前崎市長 柳澤 重夫



「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業に係る環境影響評価事後調査計画書」
に関する意見について (回答)

令和 2 年 10 月 21 日付け環生第 214 号により照会のありました件について、静岡県環境影響評価条例第 35 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり回答いたします。



担当 : 御前崎市市民生活部環境課

電話 : 0537-85-1162

FAX : 0537-85-1149

(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業に係る環境影響評価
事後調査計画書に関する意見について

1 「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価事後調査計画書」に関して、以下について（以下のとおり）配慮すること。

- (1) 事後調査の実施にあたっては、可能な限り最新の知見や評価手法を取り入れるとともに、評価を行う過程において環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した項目や手法の見直し、追加での調査及び予測評価の実施など適切に対応すること。
- (2) 事後調査の実施にあたっては、事後調査計画書に基づき、適切な調査を行うこと。
- (3) 工事中及び事後調査において、周辺環境への新たな影響が確認された場合は、速やかに報告し、適切な対応をとること。
- (4) 事業の着手前と、工事中、試運転及び供用時には、特に関心の高い臭気や水温の変化、燃料チップの飛散、燻蒸処理による環境影響の状況に合わせ柔軟に対応すること。
- (5) 事後調査終了後に関して、別に結ぶ環境保全協定に示した大気、水質、騒音、振動及び臭気などの調査報告を継続すること。
- (6) 事後調査実施状況や調査結果報告に関して、市民に公表するなど、透明性の確保に努めること。

2 その他

- (1) 建設予定地が御前崎港内であり、地震による津波などの自然災害の外的要因で施設が破損し、燃料チップの散乱などが予想される。こうした環境への影響が発生しないよう、施設の構造に十分対策をとること。